

上越市立牧小学校いじめ防止基本方針

～はじめに～

いじめは、それを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、時にはその生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものである。

当校では、教職員一人一人が「いじめは、どの子にも、どの学校にも起こり得る深刻な人権問題」であると認識し「いじめを決して見逃さない」という意識を共有して、いじめの防止等（いじめの防止、早期発見及び即時対処をいう。以下同じ。）に連携・協力して取り組む。

本方針は、人権尊重の理念及びいじめ防止対策推進法（平成 25 年法律 71 号。以下「法」という）第 13 条の規定に基づき、上越市立牧小学校のすべての児童が充実した学校生活を送ることができるよう、「いじめ」の根絶を目的に策定するものである。

1 いじめ防止等のための基本方針

（1）いじめに対する基本的な考え方

【いじめとは（文部科学省の定義）】法第 2 条

「いじめ」とは、「児童に対して、当該児童が在籍する学校に在籍している等当該児童と一定の人的関係※にある他の児童が行う心理的又は物理的な影響※を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む）であって、当該行為※の対象となった児童が心身の苦痛を感じているもの」とする。起こった場所は学校の内外を問わない。

【いじめ類似行為の定義】 県条例第 2 条第 2 項

いじめ類似行為※とは、児童に対して、当該児童が在籍する学校に在籍している等当該児童と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該児童等が当該行為を知ったときに心身の苦痛を感じる蓋然性※の高いものをいう。

※蓋然性（がいぜんせい）とは、「多分そうなるだろう」という可能性の程度のこと

※「一定の人的関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動の児童や、塾やスポーツクラブ等で関わっている仲間や集団（グループ）など、当該児童と何らかの人的関係を指す。

※「物理的な影響」とは、身体的な影響の他、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理矢理させられたりすることなどを意味する。外見的にはけんかやふざけ合いであっても、見えないう所で被害が発生している場合もあるため、当該行為を受けた児童の感じる被害性に着目した見極めが必要である。

「当該行為」に当たる具体的ないじめの様態は以下のとおりである。

- ◇冷やかしかからかい、わるくちや脅し文句、嫌なことを言われること
- ◇仲間はずれ、集団による無視をされること
- ◇軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりすること
- ◇ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりすること

◇金品をたかられること

◇金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。

◇嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする

◇パソコンや携帯電話等の端末機器で、中傷誹謗や嫌なことをされること など

※具体的ないじめ類似行為の例

インターネット上で悪口を書かれた児童がいたが、被害者児童がそのことを知らされずにいたとしても、その行為を本人が知った時に、嫌な思いをする可能性が高い場合等。

総じて、相手にされた行為に対し当該児童が「嫌だな」と思った時点で、その行為はいじめとなる。また、これら「当該行為」の中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、関係諸機関との連携による対応が必要なものも含まれる。

【基本理念】

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命または身体に重大な危険を生じさせる恐れがある。したがって、本校では、すべての児童がいじめを行わず、及び他の児童に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないように、いじめが心身に及ぼす影響その他のいじめに関する児童の理解を旨として、いじめ防止等のための対策を行う。

【いじめの禁止】

児童は、いじめを行ってはならない。

【学校及び教職員の責務】

いじめはどの子どもにも、どの学校、どの学級にも起こりうることを踏まえ、学校の教育活動全体を通して、すべての児童に「いじめは絶対に許されない」ことの理解を促していく。すべての児童が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、保護者や地域、専門家や各種団体と連携を図りながら、適切且つ迅速にこれに対処し、さらにその再発防止に努める。

(2) いじめ防止等のための取組方針

- ① 「未然防止」「早期発見」「即時対応」を柱とし、計画的且つ迅速に対応にあたる。
- ② 学校全体及び学級内で、いじめを許さない、見過ごさない雰囲気づくりに努める。
- ③ 被害児童の安全を保障するとともに、校内組織として対応し、被害児童・加害児童への組織的な対応・支援を行う。また、必要に応じて関係機関との連携を図る。
- ④ 学校・家庭・(関係機関) が連携して、事後指導にあたる。

2 いじめ防止等のための対策

(1) いじめ防止等のための組織

- ① 法第 22 条を受け、本校に、いじめ防止等に関する措置を実効的に行うための組織（以下「組織」という）として、「いじめ・不登校対策委員会」を置く。
- ② 本組織の構成員は、校長の監督・指導のもと、教頭、教務主任、生活指導主任、担当学年の担任、養護教諭とする。
- ③ 会議は、偶数月の職員会議後に開催する。ただし、いじめ発生時には緊急に開催する。

- ④ 本組織を学校の基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正の中核とする。本組織の役割は以下の通りとする。
- ・ いじめの相談、通報の窓口となる。
 - ・ いじめの疑いに関する情報や問題行動等にかかる情報の収集、記録、共有を行う。
 - ・ いじめの疑いにかかる情報があった際は緊急会議を開き、事実確認を行い、事実が確認された後は、被害児童及び加害児童への指導や支援等の対応方針の決定、保護者・関係機関との連携を図る。

(2) いじめの未然防止のための取組

- ① 教育活動全体を通して、児童の自己有用感と自己肯定感を高め、規範意識と人間関係能力を高める。児童一人一人が認められ、互いに相手を思いやる雰囲気づくりに学校全体で取り組む。
- ② いじめ防止等に関する取組の年間計画を作成する。
- ③ 教師一人一人が分かりやすい授業を心がけ、学習に対する達成感・成就感を育て、自己有用感を味わい自尊感情を育むことができるよう努める。
- ④ 道徳や特別活動、人権教育、同和教育等の教育活動を通して、教育課程全体で指導の充実を図る。
- ⑤ 縦割り班活動を中心とした異学年交流や、中学校との連携による合同の活動を推進する。(日々の清掃、体育大会種目、各種集会、児童会行事等)
- ⑥ 学校全体の問題について、各学級で話し合ったり、学級の代表者で話し合う機会を設けたりする(児童会活動・代表委員会)。
- ⑦ 各学年では、年間指導計画に基づき、発達段階に応じた情報モラルの指導を確実に実施する。

(3) いじめの早期発見のための取組

- ① 全職員が全児童を注意深く観察したり一人一人の声に耳を傾けたりし、いじめの事案(疑わしい場合を含む)を見付けた場合は、すぐに管理職・生活指導主任に報告する。
- ② 児童対象の「生活アンケート」(インターネット上でのトラブルについての項目を設定)を毎月、「児童アンケート」を年2回実施する。
- ③ 毎月、教育相談旬間を設け、「生活アンケート」をもとに児童の悩みや人間関係を把握する。
- ④ 保護者対象の「保護者アンケート」を年2回実施する。
- ⑤ 保護者から連絡・相談(電話・連絡帳・面談)への対応を丁寧に行い、保護者が悩みを相談できる体制を普段から整える。
- ⑥ 子どもを語る会を月2回程度(急を要する場合は臨時に開催する)開き、気になる児童や共通理解が必要な児童についての情報を共有し、複数の目で当該児童を継続的に支援する。
- ⑦ 学校カウンセラーと連携を図り、児童の悩みや問題についての情報を共有するとともに、保護者からの相談にも対応する。

3 いじめ発生時の対応

(1) いじめの早期解決に向けての取組

- ① いじめを発見したときは、当該職員だけで抱え込むことなく、いじめ・不登校対策委員会を中心として全職員で対応を協議し、今後の指導方針を立て、組織的に解決にあたる。
- ② いじめを受けた児童や通報した児童の安全・安心を最優先に考え、見守り保護する。必要に応

じ、別室の確保や関係機関の支援を受ける。

- ③ いじめを受けた児童の家庭を訪問し、保護者への謝罪と事実関係・当面の対応についての説明を行う。今後の学校と家庭との連携について、保護者の意思を確認する。
- ④ いじめを行った児童に対しては、いじめは人格を傷つける行為であることを理解させ、自らの行為に対する責任を自覚させるよう、また、今後いじめをすることがないように、毅然とした態度で指導にあたる。安易な謝罪で終わらせることがないようにする。
- ⑤ いじめを行った児童の保護者への助言を継続的に行うとともに、学校と連携していじめの解消と再発防止を図る。
- ⑥ いじめを傍観していた児童には、いじめの加害者と同様であることを教え、自分の問題として捉えさせるとともに、困ったら誰かに相談する勇気をもつよう指導する。
- ⑦ 全校児童に対して、学級や全校集会等で指導を行う。(関係する児童のプライバシーに配慮する)
- ⑧ 学校内だけでなく、学校訪問カウンセラー、スクールソーシャルワーカーや各種団体、専門家と協力して解決にあたる。保護者が専門機関の情報を求めたときは、速やかに対処する。
- ⑨ いじめに関係した児童を全職員で注意深く見守り、変容を見取る。いじめ解消後もしばらくは子どもを語る会等で情報を共有し、対応を検証する。また、次の担任や牧中学校に確実に引き継ぐ。

(2) 重大事態への対応

- ① いじめ事案が下記の場合は、重大事態として速やかに校長が上越市教育委員会へ報告するとともに、教育委員会が設置する重大事態調査のための組織に協力し、指導・助言を受ける。
 - ア いじめにより当該学校に在籍する児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認められるとき。
 - 自殺を企図した場合 ○ 身体に重大な傷害を負った場合
 - 金品等に重大な被害を被った場合 ○ 精神性の疾患を発症した場合
 - イ いじめにより児童が相当の期間*学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき
 - *「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ年間 30 日を目安とする。ただし、児童が一定期間連続して欠席しているような場合には上記目安にこだわらず、重大事案ととらえる。
- *いじめを受けて重大事案に至ったという申立てが児童や保護者からあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事案とはいえない」と判断した場合であっても、重大事案が発生したものとして扱う。
 - ・当該事案の特質に応じて、組織に専門家を加え、調査体制を強化する。
 - ・事実関係を明確にするため、組織による調査を速やかに実施する。
 - ・いじめを受けた児童及びその保護者に対して、情報を適切に提供する。
 - ・調査結果を上越市教育委員会に報告する。
 - ・上越市教育委員会の指導・助言を受けながら、必要な措置をとる。
 - ・報道機関への対応が必要になった場合は、教頭が窓口となり対応する。
- ② 上越市教育委員会や警察等が調査主体となった場合は、以下の対応をとる。
 - ・調査主体の調査に必要な資料の提出、部屋の提供等、調査に協力する。ただし、著しく児童の不利益となる資料の提供については、事前に上越市教育委員会と協議することとする。

4 インターネットを通じ行われるいじめに対する対応

- ① インターネット上の不適切な書き込み等については、被害の拡大を避けるために、サイト管理者又はプロバイダーに直ちに削除を依頼する。必要に応じて所轄の上越警察署に通報し、適切に支援を求める。
- ② 各学年では、年間指導計画に基づき、発達段階に応じた情報モラルの指導を確実に実施する。

5 いじめの解消に向けた対応

(1) 事態収拾の判断

ア いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とすることはできない。いじめが「解消している状態」とは少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。

① いじめに係る行為が相当期間止んでいること

被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3ヶ月を目安とする。

② 被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないと認められること

被害児童生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうか本人及び保護者と面談等により確認する。

上記のいじめが「解消している」状態とは、あくまで、一つの段階に過ぎず、「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分に合いうることを踏まえ、学校の教職員は当該いじめの被害児童及び加害児童については、日常的に注意深く観察する必要がある。併せて、解消したかどうかの判断を認知から3ヶ月後に対策委員会で行う。

(2) 事態収拾に至った場合

- ・いじめを受けた児童の保護者といじめを行った児童の保護者に事態収拾を報告する。上越市教育委員会にも事態収拾を報告する。

(3) 事態収拾に至らない場合

- ・いじめの事態が収拾に至らない場合は、指導方針や指導体制を改善し、解決に向けての取組を継続する。

6 その他

(1) 記録の保存

- ・事実関係や経過等の記録は、当該事案発生年度後、5年間保存する。
- ・児童アンケートは、当該学年が中学校を卒業するまで保管する。

(2) 取組の実施状況の評価・改善

- ・「牧小学校いじめ防止基本方針」に基づいた取組は、学校評価において達成目標を設定し、評価・改善を進める。

平成26年3月25日策定

令和 元年6月 3日改定

令和 元年9月17日改定

令和 4年4月 1日改定

令和 6年4月30日改定

組織的対応の流れ 1～4は基本的には即日対応とする。

1 発見

2 情報収集

3 事実確認

4 方針決定

5 対応

6 解消経過観察

日常の観察・アンケート・教育相談・児童等からの訴え等の情報

情報を得た教職員

担任・生活指導主任

教頭

校長

いじめ対策委員会（緊急対策会議）

招集・指揮

報告・共通理解

被害保護者

適宜連絡

調査方針・分担決定

加害保護者

職員会
報告
共通理解

調査班編成【事案の状況により】
（対策委員会、学年部主任、生活指導部等）

報告・事実関係の把握

報告→ 上越市
←支援 教育委員会

指導方針・指導体制の決定

対応班編成【事案の状況により】
（対策委員会）

※事実関係や経過等の記録は、当該事案発生年度後、5年間保存する。

被害児童

加害児童

学級・学校全体

いじめ解消に向けた指導

暴力・恐喝等の犯罪行為があった場合

連絡・相談 支援

いじめ解消

関係機関

警察（サポートセンター）

継続指導・経過観察

再発防止・未然防止活動

※実態収集の判断

以下の①②要件を満たす場合

①いじめ行為がやんでいる状態が3ヶ月継続する。

②被害者及び保護者が心身に苦痛を受けていない。